



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Anti-trust

中国独禁法の適用除外規定について新たなガイドライン案を発表

[New China Antitrust Guidance on Restrictive Business Agreements](#)

2016 年 5 月、中国における競争当局の一つ、国家発展改革委員会が、中国独禁法における適用除外規定について新たなガイドライン案を発表しました。中国独禁法第 15 条は、適用除外規定を定めており、競争事業者間等の水平・垂直の合意が反競争的な効果をもっていたとしても、その一方で、技術開発に資する場合、消費者を利する場合など、いくつかの場合には独禁法の適用除外が認められると規定しています。しかし、これまで、具体的にどのような場合に、この適用除外が認められるのかといった点について説明したガイドライン等は存在しませんでした。

今回のガイドライン案は、まだ成立までに修正を受ける可能性があります。いかなる場合に当該適用除外規定に当たるのかといった点についていくつかの具体的な説明を行っています。このガイドラインの成立により、企業は、中国独禁法の適用の有無を事前に判断し易くなることが期待されます。

本件は、中国で事業を行う日本企業等にとって重要な情報と思われます。

Disputes

オーストラリア裁判所が間接的な原因に基づく株主の損害賠償請求を認容

[Indirect Causation Accepted by Australian Court in Shareholder Claim](#)

これまでオーストラリアの裁判所は、誤認表示の禁止違反に基づく株主の損害賠償請求において、株主が当該誤認表示を認識し、かつ、当該誤認表示を信頼していたことを立証しない限り損害賠償請求を認めていませんでした。しかし、近時における複数の裁判例では、従前の判断を厳格に適用するのではなく、間接的な事実又は市場に基礎をおく事実に基づく損害の賠償請求についても、これを認める余地を残す判断をしています。株主が、市場株価が当該株式の価値を正確に反映するものとして信頼して株式を購入した場合、当該会社は、その誤認表示により上昇した市場株価と当該誤認表示がない場合の株価との差額に相当する損害を株主に被らせたといえるというものです。つまり、当該株主の誤認表示に対する直接的な信頼は必要とされないこととなります。HIH Insurance Limited (in liquidation) & Ors [2016] NSWSC 482 事件における New South Wales 州の最高裁判所は、かかる類型の事件において、間接的な原因に基づき株主が被った損害の賠償請求を認めています。

このように間接的な原因により株主に生じた損害の賠償請求が認められるということは、株主によるクラスアクションの提起及びそれに関する立証を容易にするものといえ、これ

により会社及びその取締役に対するクラスアクションのリスクを大きく上昇させるものと考えられます。本件は、オーストラリア証券取引所に株式上場する際に留意すべき事項として参考になると思われます。

General

米国証券取引委員会、新たな開示ルールを採用
[SEC Adopts Final Resource Extraction Disclosure Rules](#)

2016 年 6 月 27 日、米国証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission, SEC) は新たな開示ルールを採用しました。これは、石油、天然ガス、鉱物などの資源開発に関して、米国政府及びその他外国政府に対し 10 万ドル以上の支払いを行った場合に、その支払総額などの詳細及び関連プロジェクトに関する事項などを開示する義務を課すものです。上記支払いには、税、ロイヤルティー、ライセンス料等が広く含まれます。また、新ルールは米国企業に限らず、米国証券取引法上アニュアル・レポートの提出義務を負う石油等の資源開発企業を適用対象としています。

新ルールは、2018 年 9 月以降に終了する会計年度から適用されます。

本件は、日本企業を含めた、石油、天然ガス、鉱物などの開発を行う企業にとって重要な情報と思われます。

General

EU-米国間プライバシー・シールドの承認
[The EU-U.S. Privacy Shield Approved](#)

2016 年 7 月 12 日、EU-米国間プライバシー・シールドが欧州委員会により承認されました。これにより、プライバシー・シールドの遵守を自己認証することにより、米国企業が適法に EU の個人データを米国に移転することができることとなります。2016 年 2 月の公表以降、プライバシー・シールドの原案は様々な議論と批判に晒されました。最終的に承認されたプライバシー・シールドでは、原案の枠組みの多くは維持されましたが、適用される国、適用範囲、プライバシー・シールド原則、商務省の監督権限の強化、データ主体の救済措置の明確化等いくつかの点が見直し改良され、また、GDPR (一般データ保護規則) とは別の手続きであり、GDPR への遵守は別途検討されなければならないことが明確にされました。なお、EU からの離脱を決めた英国については、少なくとも今後 2 年間は EU 加盟国であるので、その限りプライバシー・シールドに従って米国にデータ移転をすることが可能となりますが、離脱後にプライバシー・シールドが引き続き適用されるかについては、現時点では明らかではありません。今後、各企業は、プライバシー・シールドの採用をするか否かを検討していく必要があります。

本件は、日本企業の米国子会社等関連企業が欧州の顧客を持つ場合や、日本企業の欧州子会社等関連企業が米国企業から IT サービスの提供を受ける場合などに大きな影響があると思われます。



General

メキシコ、湾岸地区開発についての入札要領を公表

[Mexican National Hydrocarbons Commission Publishes Round Two Bid Guidelines](#)

メキシコ国家炭化水素委員会（Comisión Nacional de Hidrocarburos）は2016年7月20日、メキシコ湾岸の15の浅海地区の開発主体を決めるための国際的な競争入札の要領を公表しました。当該地区の開発は生産分与契約（Production Sharing Contract）に基づいて行われますが、同契約において、開発期間は30年（最大10年間の期間延長あり）とされています。また、メキシコ・エネルギー省（Secretaría de Energía）によれば、各区画の想定開発費用は7億5000万ドルほどとされています。

当該要領には、近時の開発案件におけるオペレーターとしての実績などが入札参加要件として定められています。例えば、2011年から2015年の間における3案件以上の開発プロジェクトへの参加や合計10億ドル以上の投資を開発プロジェクトに対して行ったことなどです。

本件は、近時自由化が進むメキシコにおける資源開発事業に関心のある日本企業等にとって重要な情報であると思われる。

その他、2016年7月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

Disputes

ニューヨーク州最高裁、複数依頼者間における弁護士依頼者間秘匿特権の保護を制限する判断

[New York Reins In "Common Interest" Doctrine](#)

Disputes

米国連邦控訴裁判所、外国のサーバーに保管される通信情報の提出を命じる令状の効力を否定

[Second Circuit Limits Territorial Reach of U.S. Government to Domestically Stored Data](#)

General

米国連邦航空局による商業目的でのドローン利用の規制が運送会社・エネルギー会社に与える影響

[Key Issues and Insights for Transportation and Energy Companies Regarding Commercial Drone Operations](#)

General

米国連邦控訴裁判所、契約違反が連邦法上の詐欺行為と評価される場合があること及びその要件につき判断

[Second Circuit Rejects Government's Theory of Fraud in Major FIRREA Case](#)

General

欧州電気通信規制委員会、中立的なインターネット規制に関するガイドラインを検討

[EU Telecoms Regulators Consult on Draft Net Neutrality Guidelines](#)

General

米国司法省、虚偽請求取締法違反に対する罰金を倍加させる規則改正

[DOJ Issues Rule Implementing Bipartisan Budget Act and Doubling FCA Civil Penalties](#)

General

ロシアの通信事業規制に関する新法

[New Russian Legislation on Massive Telecoms Surveillance](#)

General

米国有害物質規制法の主要な改正点について

[Key Changes in TSCA Reform Legislation](#)

General

EUによる中国の市場経済国認定への困難

[European Union's Conundrum Over Chinese Market Economy Status](#)

General

TPPが国際航空業界に与える影響

[The Trans-Pacific Partnership's Dramatic Impact on International Aviation](#)

General

メキシコが汚職防止新法を制定

[Mexico Enacts New Anti-Corruption Laws](#)

IP

米国連邦控訴裁判所、ライセンサーが第三者に製造委託したことを以てオンセールバー条項に該当すると判断

[Federal Circuit Decision Clarifies Application of On-Sale Bar to Third-Party Manufacturers and Suppliers](#)

IP

米国国際貿易委員会、特許紛争委員会で無効と認定された特許権に基づく排除措置命令を発令

[ITC Issues Exclusion Order Despite Final PTAB Decision Finding Asserted Claims Unpatentable](#)

Securities

イタリア上場会社に対する新しい株式情報開示規制

[New Equity Disclosure Rules for Italian Listed Companies](#)

Securities

米国証券取引委員会、審査手続に関する改正規則を公表

[SEC Publishes Final Rules Amending the Rules of Practice for Administrative Proceedings](#)